

道民の鉄道等利用促進事業委託業務 公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、道民の鉄道等利用促進事業の受託者の特定を公募した者の中からプロポーザル(企画提案)方式により実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 本要綱において公募型プロポーザル方式とは、事業者等を選定する場合において、事業者等の参加意欲を反映し、技術適性等を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公示し、企画提案書の提出を希望する事業者等から参加表明書と企画提案書の提出を求め、参加資格を有する事業者の提出した企画提案書について、原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

(対象)

第3 事務局長は、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする業務のうち相当と認めたものについて、競争入札によらず、公募型プロポーザル方式による受託者の特定を行うものができるものとする。

2 事務局長は、公募型プロポーザル方式による受託者を特定を行うため、企画提案内容を審査し、契約の相手型を適正に選定するための、道民の鉄道等利用促進事業委託業務公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

(プロポーザル参加者の公募)

第4 事務局長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね14日(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」とする。)を含む。(以下同じ。))前に公募内容を、公示その他の方法により周知するものとする。

(プロポーザル参加希望者の要件)

第5 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を

除く。)

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

（プロポーザルの参加申請）

第6 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書に別に定める書類を添えて、事務局長に提出しなければならない。

2 参加表明書の提出期限は、事務局長が別に定める。

（プロポーザル参加希望者の要件の審査及び参加業者の選定）

第7 事務局長は、第5に規定する要件に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者等の選定を行うものとする。

（選定結果の通知）

第8 事務局長は、第7の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請しない参加者（以下「非参加要請者」という。）に通知するものとする。

2 非参加要請者は、前項の通知がなされた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、資格を有しない理由について説明を求められることができるものとし、事務局長はその旨、前項の通知に併せて記載するものとする。

3 事務局長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

（企画提案書の提出要請）

第9 事務局は、第7の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者（以下「参加要請者」という。）に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

2 企画提案書の提出期限は、事務局長が別に定める。

（受託者の特定）

第10 事務局長は、プロポーザル方式による参加者の特定を行うため、審査会において、企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、当該事業の内容に最も適すると認められる参加者を特定するものとする。

2 事務局長は、前項の審査結果に基づき、特定された者及び特定されなかった者に書面により通知するものとする。

（企画提案書の提出者が多数の場合の受託者の特定）

第11 事務局長は、第9第1項に基づく企画提案書の提出が多数ある場合には、第10第1項に規定するヒアリング審査を実施する者の選定を行うため、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該事業の内容に適すると認められる概ね10程度の参加者を選定するものとする。

2 事務局長は、前項の審議結果に基づき、選定された者及び選定されなかった者に書面により通知するものとする。

（事務局）

第12 公募型プロポーザル方式による選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を協議会事務局（北海道総合政策部交通政策局交通企画課内）に設置する。

（補則）

第13 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。